

広島県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和三年四月一日までの間、縦覧に供する。

令和三年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

井関加茂線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
福山市加茂町字北山四〇八〇番一	地先から 福山市加茂町字北山四〇八〇番一 地先まで	新	旧	一五・〇〇〇	一八・〇〇〇	拡幅
		〇	〇	〇	〇	
福山市加茂町字北山四〇八〇番一	地先から 福山市加茂町字北山四〇八〇番一 地先まで	新	旧	一五・〇〇〇	一八・〇〇〇	拡幅
		〇	〇	〇	〇	